

## 愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が毎年度定める障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針（以下、「調達方針」という。）に基づき、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、県が行う物品及び役務の調達に関して、県内の障害者就労施設等の優先的な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害福祉サービス事業所等

障害者優先調達推進法第2条第2項第1号及び第2号（小規模作業所）に規定する施設（県内に住所を有する施設に限る。）を運営する法人及び設置者をいう。

(2) 契約担当者

愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第2条第6号、愛知県企業庁財務規程（昭和55年企業庁管理規程第14号）第129条又は愛知県病院事業庁財務規程（平成16年病院事業庁管理規程第25号）第112条に規定する者をいう。

(優先調達登録事業者の登録等)

第3条 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体であって、優先調達登録事業者としての登録を受けようとする者は、「優先調達登録事業者申請書兼地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書」（様式1号）により、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき申請があったときは、その内容の審査を行い、適格と認めるときは、登録を行うとともに、その旨を申請者に通知するものとする。

(共同受注窓口の認定等)

第4条 相当数の障害福祉サービス事業所等の受注機会の増大に資する業務を、公平かつ効率的に行うことができる共同受注窓口として知事の認定を受けようとする者は、「共同受注窓口認定申請書兼地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書」（様式2号）により、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき申請があったときは、その内容の審査を行い、適格と認めるときは、認定を行うとともに、その旨を申請者に通知するものとする。

(名簿の作成及び公表)

第5条 知事は、第3条第2項の規定に基づき登録した者、前条第2項の規定に基づき認定した者及び県が把握した障害福祉サービス事業所等について、名簿を作成し、公表するものとする。

(登録又は認定内容の変更)

第6条 優先調達登録事業者又は共同受注窓口として認定を受けた者は、その登録又は認定事項のうち、所在地、名称、代表者及び取扱い物品又は役務に変更が生じたときは、速やかに「登録（認定）事項変更届」（様式3号）により、知事に届出しなければならない。

(登録又は認定要件の喪失)

第7条 優先調達登録事業者が、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体の要件に該当しなくなった場合、または、共同受注窓口として認定を受けた者が共同受注窓口の要件に該当しなくなった場合は、「優先調達登録事業者（共同受注窓口）要件喪失届」（様式4号）により、遅滞なく知事に届出しなければならない。

- 2 知事は、前項の届出の内容を確認し、それぞれの要件の喪失が認められるときは、登録又は認定の取消しを行い、その旨を当該事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づき登録又は認定の取消しを行った場合は、速やかに名簿から当該事業者を除外するものとする。

(登録又は認定の取消し)

第8条 知事は、優先調達登録事業者又は共同受注窓口として認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、その登録又は認定を取消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- (2) 重大な法令違反等不正な行為等があったと認められたとき
- (3) その他、前号に類する事情により、被登録者又は被認定者として適当でないと認められたとき

(現況確認)

第9条 優先調達登録事業者は、知事が定める期日までに、「優先調達登録事業者現況届」（様式5号）を知事に提出するものとする。

(実地調査等)

第10条 知事は、優先調達登録事業者又は共同受注窓口に対して、申請書又は添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容について実地に調査し、又は説明を求める

ことができる。

- 2 前項の实地調査等の結果、申請書又は添付書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合は、登録又は認定を取り消すことができる。

(優先的取扱い)

第11条 契約担当者は、物品の調達にあたっては予定価格が3万円未満、役務の調達にあたっては予定価格が10万円以下で、1者から見積書を徴するときは、障害福祉サービス事業所等を優先して選定するよう努めるものとする。

- 2 契約担当者は、物品の調達にあたっては予定価格が3万円以上30万円以下の場合、役務の調達にあたっては予定価格が10万円を超え30万円以下の場合、見積書を徴する相手方を障害福祉サービス事業所等、優先調達登録事業者及び共同受注窓口から複数選定するよう努めるものとする。

- 3 契約担当者は、物品及び役務の調達にあたっては、予定価格が30万円を超える場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号を適用した調達に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。